

「ＪＡの投信つみたてサービス」取扱規定の改正について

以下の規定につきまして、2025 年 6 月 1 日付で改正を行います。

「ＪＡの投信つみたてサービス」取扱規定

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 （省略） 第 3 条（申込方法） お客様は当会所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名押印して当会に提出し、当会が承諾した場合に本サービスを利用できます。 2 お申込みに当たって、お客様は投資信託累積投資規定に定める累積投資契約を締結するものとします。ただし、すでに契約済みである場合はこの限りではありません。 3 本サービスの契約は、1 指定銘柄につき 1 契約に限るものとします。 ただし、「<u>非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款</u>」第 2 条の 2 に定める<u>特定銘柄</u>に関しては、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約において 1 契約、それ以外の契約において 1 契約の最大 2 契約に限るものとします。 第 4 条～第 12 条 （省略）	第 1 条～第 2 条 （同左） 第 3 条（申込方法） お客様は当会所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名押印して当会に提出し、当会が承諾した場合に本サービスを利用できます。 2 お申込みに当たって、お客様は投資信託累積投資規定に定める累積投資契約を締結するものとします。ただし、すでに契約済みである場合はこの限りではありません。 3 本サービスの契約は、1 指定銘柄につき 1 契約に限るものとします。 ただし、「<u>農林中金＜パートナーズ＞長期厳選投資 おおぶね</u>」に関しては、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約において 1 契約、それ以外の契約において 1 契約の最大 2 契約に限るものとします。 第 4 条～第 12 条 （同左）

以 上